

【司会：瀧澤】

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきたいと思います。

きょうは大変遅い時間に、お疲れのところ熱心なご参加をいただきまして、誠にありがとうございました。

私、私学高等教育研究所の主幹をしております瀧澤と申します。きょうの司会役をやらせていただきますので、よろしくお願いします。

きょうのテーマは「認証評価のこれから」ということにしております。最初にちょっとこのテーマを設定した趣旨などを申し上げさせていただきたいと思います。

認証評価制度が発足したのが平成 16 年 4 月でありまして、ちょうど 3 年経ったわけです。この間に、きょう講師をお願いしております三評価機関が文部科学省の認証を得て活動を開始しているわけでありまして。既に昨年度までに 138 校の認証評価を実施いたしました。既に、認証評価の事業は軌道に乗りつつあると言ってよろしいかと思えます。

といいましても、正念場はまさにこれからでありまして、18 年度が確か 73 校だったと思いますが、今年度は倍増しまして 132 校が予定されているということでありまして。来年度はさらに増えまして 168 校、これは文部科学省のアンケート調査によるところですが、来年度・再来年度がピークになってくるということでありまして。どのようにして評価の水準を維持しながら効率的に実施をするか、各機関ともそれぞれに難問をたくさん抱えて苦闘しておられることと思えます。

ただ、「認証評価のこれから」ということを考えます場合に、問題はそういう決められた制度を実施するというだけではないと思うんですね。大学の評価ということが制度化されたのは、平成 3 年の例の大学設置基準の大綱化のときに、大綱化と抱き合わせのような形で、セットになって自己点検・評価の努力義務ということが規定されたということに始まるわけですが、そのときの考え方は、第三者評価の発展の方向としては、大学基準協会の戦後の長い歴史があるわけですが、その歴史も踏まえまして、アメリカ型のア Kredィテーションをモデルとしていたと思うのでありますが、

その後の発展の様子を見ますと、必ずしも一本道ではなかった。幾つかの非常に大きな揺れがあったと思います。

1つは、行政改革・機構改革からの影響ということですが、これは問題の中心は国立大学であったわけですが、大学評価への国の関与というのが非常に表面化してきているということがあると思います。

平成10年に大学審議会の答申、「21世紀の大学像」というのがありました。この答申によりまして、この年は、ご承知のように国立大学の民営化というような声が起こってきた当時でありまして、それも背景にして出された答申だと思います。

この答申を受けて、大学評価・学位授与機構が生まれたわけでありまして。その評価結果は、資源配分、公的な資源の配分にしっかりと結びつけられる、反映されるということになったわけですね。アメリカ型からヨーロッパ型に変わってきたのではないかなという見方がされると思います。

もう1つの大きな転換といいますか、揺れ動きとしては、規制改革の影響ということがあったと思います。今の認証制度は、ご承知のように平成14年の中教審の答申、「質の保証のための新しいシステム」という答申があったわけですが、それによって生まれたわけですね。

ただ、その背景にあったのは、総合規制改革会議の第1次答申です。この第1次答申の表現は、中教審の答申よりはるかに端的な表現をしております。こう言っているんですね。「設置等による規制を緩和し、事後の監視体制を整備する必要がある」というような言い方をしています。さらに、評価の結果、法令違反等があれば、文部科学大臣による是正措置を講じるのだというようなことを言っている。これは要するに、当初意図した大学のコミュニティによる自律的な活用というのとは大変に異質なものになる可能性のあることだと思います。

そのような経緯がありました認証評価の性格については、いまだにいろいろな議論があると思います。認可との関係はどうなるのか。それから、設置基準との関係はどうなるのか。また、自己点検・評価の位置づけというのは認証評価の中でどうなのだろう

うかと、いろいろまだ議論が熟していない問題があるような気がいたします。

「認証評価のこれから」ということを考えます場合に、単なる実施の問題ではなくて、評価システム自体について、制度自体についていろいろな問題がある。これからクリアしていかなければならない問題が大変にあるような気がいたします。そういうことで、認証評価の性格というのは、いまかなりわかりにくい点があるということだと思っております。

きょうは、三機関の関係の先生方から評価の現状と問題点について率直なお話が伺えると期待しているわけでありますが、そのあと若干お時間をいただきまして、皆様方からも討論、ご質疑をいただきまして、これからのあり方について、できるだけ問題点を整理し、将来展望について共通理解が少しでも得られれば大変うれしいことだというふうに思っております。ぜひ活発なご討議も願いたいと思っております。

それでは、きょうは各講師の方々から、お一人 30 分程度お話をいただきまして、余った時間でご自由な討論を少しお願いしたいと思っております。そんなことで進行させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、お手もとの案内の順番で、まず大学基準協会の前田早苗先生からお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【前田氏】

皆様こんばんは。大学基準協会の大学評価研究部の部長をしております前田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

きょうは評価システムの説明等はなるべくしないで、問題点に絞ってお話をさせていただきたいと思っております。

大学基準協会の大学評価の実績

まず、簡単に大学基準協会についてご紹介しますが、大学基準協会は1947年、昭和22年に、当時のほとんどの大学、旧制と新制の境目のあたりの時期ですけれども、46大学が集まってつくられた団体です。

4年後には、「会員相互資格審査」を初めて実施しまして、そこで38校が正会員になります。以来、本協会の「大学基準」に適合しているかどうかの一定の資格審査をして正会員に迎えるという活動を、45年にわたってやってまいりました。

1996年からは、大学の自己点検・評価を基礎にした大学評価を実施するということになったわけです。

この間に、先ほどもご紹介がありましたように、自己点検・評価の必要性というのがいろいろなところで言われるようになり、1991年の大学設置基準の大綱化に繋がっていくわけです。大学基準協会では、1980年代からずっと自己点検・評価の実施方法等を内部で研究してきまして、余談にはなりますけれども、大綱化の翌年に、『大学の自己点検・評価の手引』という冊子を基準協会で作成して公表した際には、増刷を重ねて全部で5万5,000部を刷りました。それぐらい、当時は「自己点検・評価って何だろう」ということで、後皆さんのお手もとに渡ったということになるかと思います。

1996年には、自己点検・評価をベースにした大学評価をわが国で初めて実施しまして、それから8年後の2004年に、文部科学大臣に大学の機関別認証評価機関として認証され、同年、認証評価を開始いたしました。

現在の会員数ですけれども、大学基準協会の審査または評価を受けて正会員になっ

た大学は 321 大学、賛助会員は 231 大学で、両方合わせると日本の全大学の 75%が大学基準協会の会員になっているということでございます。

それで、その認証評価以前の 1996 年、自己点検・評価を実施してから今までに大学評価を受けた大学数、正確には受かった大学数ですけれども、スライドのようになっております。

2004 年に認証評価機関になってからの数としては、34 大学 (2004 年)・25 大学 (2005 年)・46 大学 (2006 年) となっています。今年から、2 つの評価方式を一本化して、両方合わせて 54 大学が、2007 年現在評価を受けています。

ご存じない先生方もいらっしゃるかもしれませんのでご説明しますと、2 つの評価とは、「加盟判定審査」と「相互評価」といまして、正会員になっていない大学が最初に受けるのが「加盟判定審査」で、正会員が定期的に受けるのが「相互評価」です。大学基準協会はこの 2 つを合わせて「大学評価」と呼んでいまして、この 2 つの制度を持ったまま認証評価機関として認証されましたが、今年度それを一本化しました。それで、最後の 2007 年のところだけ 2 つが一緒になって 54 大学となっています。

ちなみに、このうち、初めて受ける大学は 9 大学であとはすべて大学基準協会の正会員です。

そして、先ほどもご紹介がありました文部科学省の調査によりますと、本協会の評価を受けることを予定している大学は、2008 年は 58 大学、2009 年が 59 大学で、7 年周期の最後の年である 2010 年度が 31、ここで少し減るということになっているようです。

この表で上の段をずっとご覧いただきますと、「加盟判定審査」というところに書いてある数だけ毎年正会員が増えていっているという状況です。

ほかの評価機関に比べますと年度による評価申請大学数のバラツキが少ないとは思いますが、それでも、この数が 7 年後にまた評価を受けるということになれば、7 年前申請数が 40 大学の年と 19 大学の年ではこれは倍違うわけですから、それなりに凸凹があることが予想されます。

次に、過去4年間に絞って、分科会数と評価委員がどれだけ必要であったかをあげました。認証評価初年度の2004年度につきましては、34大学に対して81の分科会をつくって、延べ348人の評価委員で評価をしました。

2005年度になりますと、25大学と申請は減るのですが、ご覧いただくように、分科会数でいくと73分科会で、評価委員は逆に増えていまして399人になっています。

2006年度は、46の大学について172の分科会で、665名の評価委員、2007年度は今ちょうど分科会を進めていくという段階なんですけれども、168分科会で、延べ584名です。

本協会では、大学に開設されている学部・研究科に応じて分科会を設置しますので、大学数に比例して分科会数が決まるわけではありません。大学がどういう学部や研究科を持っているのか、ふたを開けてみないとちょっと分からないというところがあります。来年、再来年も確実に600名ぐらいの評価者が必要になるというのがいまの状況でございます。

大学基準協会の大学評価の特徴

続きまして、大学基準協会の大学評価の特徴はどこにあるのかということ、幾つか代表的なものをあげて説明をさせていただきたいと思います。

まず、「達成度評価」と「水準評価」を特徴としてあげました。「これは、どういうことか」と思われる向きも多いと思います。本協会は自己点検・評価に基づく評価を始めて今年で12年目になります。はじめの頃、自己点検・評価に基づくというよりは、その大学の歴史や伝統、規模の大きさ、研究志向型の大学であるというようなことに、ついつい評価が釣られがちな部分がありました。それではいけない。大学の性格が異なったとしても、どこの大学でも横並びで見なければいけないものと、その大学が特色として掲げたものと、評価軸を分けようということにいたしまして、達成度評価と水準評価というふうに分けております。

大学の掲げる目的・目標がどのぐらい達成されているのかということが最も重要で

はありますが、それだけで見ていくと「では、目標を低く掲げたら評価は良くなるのか」という話になりますので、それでは最低限、大学としてどこでも要求されるものを「水準評価」として見ていこうということです。

2番目が特色でもあり、大変な人材と運営力を必要とすることでもあるのですが、「専門分野別の評価と全学事項の評価の総合的評価」です。

これはどういうことかというと、学部・研究科ごとに設置して主に教育課程とか教員組織を中心に評価する専門分科会と、大学全体に関わる事項、すなわち教育研究組織全般のあり方や管理運営などを評価していく全学分科会に分け、それぞれが評価し、最後にこれをひとつの評価結果にまとめ上げていくという評価方法です。したがって、大規模な大学がたくさん申請した場合は、大学の申請数の割に分科会が増え、評価委員もそれにしたがって増えていき、逆に大学数は同じでも単科大学が多ければ、それだけ分科会数とか委員数が少ない、そういうような評価体制になるということです。

3番目に、「大学の継続的な改善を求める評価」ということですが、これは、大学は7年の周期で評価を受けなければいけないのですが、大学基準協会で評価を受けて評価結果が出る際に、「問題点が全くない」という結果を受け取る大学はおそらくないと思います。どの大学でも「問題である」と指摘を受けたことに関して、7年周期の中間期に改善状況を報告していただくことになります。

それを評価して、その評価結果を大学にお返しして、次の7年目の評価までに改善をしていただく、そして次の中間期に、改善報告をしていただく。これを継続的に見ていくということでございます。

4番目に、「ピアレビューの重視」をあげました。本協会と言う「ピア（同僚）」というのは、会員組織ですので、一定の水準にあるということで正会員に迎えた大学の教職員の方をピアと考えておりますので、正会員大学の教職員を中心に構成するというのが基準協会の考え方です。そこに外部有識者を加えて、評価の透明性を確保しています。

最後に、「自己改善機能を重視した評価」ということをあげました。大学基準協会の

評価では、評価項目の大きな柱が 15 あり、この 15 項目にわたって自己点検・評価をしていただくわけですが、そのやり方としては、まず現状を把握していただいて、それを大学自身が自己点検・評価して分析し、長所や問題点を示していただきます。そして、その長所の伸長方策と問題点の改善方策を点検・評価報告書の中に提示していただくということをお願いしています。

大事ななのは、問題点がないことではありません。問題点を自覚し、その改善のための方策と仕組みを大学自身が明らかにする、それが大事なのだということを強調しております。

認証評価機関になってからの変化・変更

大学基準協会は、認証評価機関になる前に、現在の評価方法で 8 年の実績があったわけですが、認証評価機関になったことで一番大きな変更は、何といたっても評価結果の公表だと思います。

それまでは、評価結果は大学にだけお返ししていたのですが、法律上、大学に対する評価結果と同じものが社会に公表されなければいけないし、文部科学大臣に報告されなければいけないということになりました。要するに、今までの大学と対話していくための評価結果から、社会に向けて質保証をするための評価結果へというふうに性格が変わらざるを得ないということがあります。

そうすると、細かい話ではありますが、例えば大学が「21 世紀委員会」と言っていたとすると、「21 世紀委員会は〇〇である」ということを評価結果で返せばいいのですが、社会に公表するとなると「〇年に〇〇を〇〇することを目指して設置された『〇〇に関する 21 世紀委員会』というふうに外部に対して分かるように書いていかなければいけないし、FD も「FD」ではいけない。「ファカルティ・デベロップメント (FD)」として、最後に用語解説をつけるとか、そういうようなことをしています。大学以外の方がどれだけ読んでくれるのかは分からないのですが、そういうことが必要になります。

何よりも評価結果で意図することが正確に社会に伝わるのかということが常に気になっています。

次に、「大学への支援と質保証」をあげました。どの評価機関もこの2つを目的にあげていると思うのですが、やはり会員制の組織ですと、今までの考え方は、第一に大学の改善向上の支援をする。そして、「大学基準」に適合している大学を正会員としてお迎えして、そのリストを公表することによって、「この大学は大学基準協会の正会員である」ということをもってその質保証とすると考えていたわけです。そこには、自己点検・評価と本協会の評価によって、大学が一定の水準にあること、自己改善力があることが含意されています。

まず大学を支援して、その先に、社会に対してその大学の質を保証するという考え方があったのですけれども、どうもこの優先順位が、逆転したとまで言ってよいかわかりませんが、社会に対する質保証ばかりが周りから要求されるようになってきたように思います。

うまく説明しにくいのですが、まず会員と大学基準協会という関係のなかで大学の質向上を目指してキャッチボールをしてきたことが、文部科学省の認証した評価機関の枠組みを超えないようにしなければいけないとか、何か変えるときはまず文部科学省に届け出てからするとか、当たり前ではあるのですけれども、だんだん質保証のほうに傾きが変わってきて、大学よりも社会に顔を向けていないといけなくなったと思っています。

あとは、大学基準協会固有の事柄に基づく変更もあります。認証評価機関になるときに、「加盟判定審査と相互評価という2つの評価があることは、ダブルスタンダードではないか」という「留意事項」がつけました。決してダブルスタンダードではないのです。加盟判定審査のほうが、基準が低かったのではなくて、評価する範囲が狭かったのですけれども、確かに分かりにくいし、基準協会としても一本化することはやぶさかでないので、今年度から加盟判定審査と相互評価は、相互評価に一本化しました。名称は「大学評価」です。

最後にあげた変更は、実は基準協会自身にとっては一番由々しい問題です。けれども、これも留意事項がついたことで変更いたしました。今までの大学評価であれば、正会員になるという前提で評価を行っていったのですけれども、認証評価機関になるのだから、正会員として加盟を希望しない大学に対しても評価を実施しなければいけないということになりましたので、本協会の正会員になるということと評価を受けるということが、事実上切り離されるということになりました。会員間で高めあおうという大学基準協会が50年以上培ってきた設立からの理念に、やはりこれは少なからぬ影響をこれから与えていくのではないかというふうに危惧をしております。

ですから、会費と評価費も、今までですと、正会員になってくれるのだからということで、評価費で相当な赤字を出していても、会費で補填していたのですけれども、これはもうできないということで、評価費を値上げして、会費を下げるということに切り替えました。

評価結果について

評価結果には皆さんご関心があるのではないかと思います、少しこれをご紹介します。ご紹介します。

大学基準協会の評価結果は、ホームページをご覧ください。平成16年度からすべて載っております。

大学基準協会の評価の方針が評価結果にもよく現れていると思われましたので、少しご紹介をさせていただこうと思います。それは評価結果の構成です。大きく分けて、「Ⅰ 評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 大学に対する提言」と、3つに分かれております。「Ⅰ 評価結果」というのは、「大学基準に適合していると認定する。認定の期間はいつからいつまで」というような結論の部分です。

その次の「Ⅱ 総評」ですが、実は本協会ではこの部分を大事に考えております。まず最初に、「理念・目的、教育目標の達成への全学的な姿勢」、ここを読んでいただくと、その大学がどういうことを目指しているのかということがおおよそ分かるよう

になっています。

そして、場合によっては、今こういう課題も抱えているとか、こんないい面を持っているということもわかるように、大づかみではありますが、その大学のイメージがわくように「理念・目的、教育目標の達成への全学的な姿勢」という項目を立てています。

その次に、自己点検・評価に基づいて評価をするわけですから、自己点検・評価の体制についての評価を書かせていただいています。自己点検・評価報告書がきちんとできていないということは、やはりその大学の改善に向けての姿勢に疑義を持たざるを得ないということで、ここで、場合によっては厳しいご意見も書かせていただくこともありますし、自己点検・評価が非常によく仕組みができてうまく回っているというようなことも、ここで書かせていただくことがあります。そういう意味で、この項目も大変重要だと考えています。

そして、その次に「長所と問題点の改善に向けた取り組み」ということで、15の評価項目において、評価の概要がそれぞれ具体的に書かれていくということになります。

そして、最後に「Ⅲ 大学に対する提言」では、今の3のところと重複するかもしれませんが、それでもやはり、「これは非常にいい点だから特記すべき事項だろう」というものをここであげる。そして、「これは問題点であろう」ということを助言としてあげて、さらに「この問題点は重大なので、ぜひ改善してもらわないと困る」というようなことを勧告として載せることにしています。

こうした構成の評価結果なのですが、公表すると、マスコミの方はこのⅢしか見てくださらなくて、しかも、Ⅲのなかの勧告だけを記事にするとか、「長所、助言、勧告それぞれ数が何個ずつあるか、教えてくれ」とか仰います。それくらいご自身で数えてほしいと思うのですが。我々の思いはⅡのほうにあるのですけれども、Ⅲにばかり着目されてしまうのが本当に困っています。

次に、18年度の46の大学に、大体どんな長所・問題点・勧告がついているのだろうというのを数にあらわしてみました。

そうすると、ざっと見ますと、まず、一番重い「勧告」ですが、これは数だけ見たらごく少ないんですね。2枚目の一番下に計がありますけれども、15しかありません。ただし、財務と学生の受け入れに集中しているということが言えます。これを、人によっては「なんだ、大学基準協会は結局最後の最後、大学の財務しか見ていないのではないか」というふうに言われる向きもあります。ただ、学生数の減少と財務状況の逼迫が由々しい問題であるというケースがだんだん増えつつありますので、次の評価が7年後であることを考えると、この辺はどうしても「勧告」ということにならざるを得ません。

全体的な量からすれば、圧倒的に多いのが教育研究の内容、方法に対するコメントです。やはりここがなんといっても評価の中心になっているということが結果からも言えるわけです。

また、全体の数をご覧いただくと、長所は196しかなくて、問題点が460もあるんですね。長所のほうが問題点より大分少なくなっています。問題点を詳しく見ていくと、大学基準協会が「これだけはやはり守ってもらいたい」というガイドラインに抵触していることに対する指摘が出てくるのが問題点なんですね。

これに対して、その一定のガイドラインを多くの項目でクリアしていただければ、大幅にクリアしていただければいいかという、必ずしもそれが長所とはならないんですね。

長所としてどういうことを取り上げているかという、これは非常に多様でして、その大学の特色のある取り組みがうまくいっている、もしくは、かなりの成果が期待できるというようなものを奨励する、そういう意味で長所がつくことが多いわけです。難しいのは、ごく当たり前のことをごく当たり前にしかし着実に堅実にやっているところをどう評価するかです。長所として評価するというのは問題点の指摘より難しいということが言えるわけです。

しかし、これからは、大学のいいところやいい取組みをどうやって評価していくかというのが、やはり評価機関にとっても大事なことではないかと考えているところです。

直面する課題

今まで申し上げてきたことから大体お分かりになると思うのですが、課題を整理するために「大学」と「評価者」と基準協会の「事務局」に分けてみました。事の重大さはそれぞれちょっと違うかもしれませんが。

大学について言えば、なんといっても評価のための大学の負担です。「多重の評価」と書きましたけれども、機関別評価と専門職大学院の評価、認証評価と法人評価、これらにどのように対応していくのかということです。それぞれの評価の周期が違います。専門職大学院の認証評価が5年、国立大学の法人評価が6年、機関別認証評価が7年です。さっきちょっと考えたのですが、これは5と6と7の最小公倍数で210年しないと合わないんですね。要するに年中評価を受けていなければいけないわけです。これが大学にとって非常に負担であると、毎日のようにお電話をいただきます。たとえば来年、機関別の認証評価を本協会でも受け、法科大学院の評価を他の認証評価機関で受ける場合、本協会の機関別認証評価では法科大学院の自己点検・評価はしなくてもよいかというと、これがだめなんですね。文部科学省に恐らく機関別認証評価で法科大学院を除いてはいけないと言われると思います。

この辺の整理ができていないということですね。これがやはり相当な負担で、どうやって折り合いをつけようかと思って、ホームページにもいろいろお知らせは出しているのですが、なんとか軽減できないかというのが、いま頭の痛いところです。

次に「評価者の意識」と書いたのですが、ここに評価委員をお願いしている先生がいらっしゃるかもしれないということに気がつかずに書いたのですが、
「ただでさえ大学で忙しいのに、そのうえ評価は負担だから勘弁してくれ」お断りになる先生がいらっしゃいますし、「大学基準協会でも評価委員を引き受けた」と言ったら、「おまえはよっぽどひまなんだね」と言われたり、「もう研究はやめたの」と言われたりとか、(笑) そういうこともあって、非常に評価委員を確保するのが大変だという面があります。

大学基準協会では、3年に1回、会員大学に評価委員の推薦をお願いして、いま1,600人ぐらいの方がリストに掲載されています。でも、1,600人いても、600人の評価委員をリストからうまく選べないこともあるわけです。特殊な分野をもつ大学が申し込んできたりすれば、いくらたくさん先生に登録していただいてもその中にその分野を評価できる先生がいないこともあります。ご本人が評価委員として大学から推薦されて登録されているのを知らないなんていう場合があったりするんです。そういう先生の評価に対する意識は必ずしも高いとはいえません。また、「もう今年ほかの評価機関でやっているのだから無理です」というお話もちろんありますし、いろいろな意味で評価委員をお願いするのは大変です。

それから、事務局体制、これも非常に難しい問題です。さっきご覧いただいたように評価を申請する大学数が毎年大きく変動します。基準協会は会員制の組織ですから、会費で運営していて、他からお金が入ってくるわけではありませんので、申請数が一番多いときに合わせて事務局員を増やしてしまったら、少ないときにはとても採算が合わなくなるということがあります。実は現在、基準協会の専任職員が19名いて、このうちの9名が評価専従です。そこに大学や大学団体から、そこが給与を持っていただいて10人の方に「専門職員」として、来ていただいています。これは未来永劫こういう形でやっていくわけではないのですけれども、一体あと何年で申請数が落ち着くのかということがわからないと、事務局体制が確定できないという問題があります。

専門職員の方が、ただのお手伝いで終わらないようにと、今年も一生懸命にいろいろな研修プログラムを用意しています。なんとか大学に帰って、有益であった、次に結びつくというような形にしたいと思っていますが、そろそろ分科会が始まると、研修どころではなくなりますし、10月になると職員はみんなどこかに実地視察に行き、オフィスは空っぽというような状況になりますので、本当に職員を出していただける大学の深い理解に支えられていると思っております。少しの間はこうやって続けていきたいなというふうに思っています。

大学基準協会が目指す大学評価

① 自己点検評価への支援

最後に、「大学基準協会が目指す大学評価」ということですが、大学評価に長い蓄積をもつ大学基準協会ではありますが、やはりなんといっても原点は自己点検・評価であり、これなくしては評価は成り立たないということです。

例えば、大学独自の自己点検・評価報告書のほうがよくできていて、大学基準協会のための点検・評価報告書の出来が芳しくないという場合があります。大学基準協会の様式に合わせようとして、実質的な自己点検・評価ができていないということを意味しているのだとすれば、それはこちらも考えなければいけないということです。

自己点検・評価が法制度に組み入れられてから16年、義務化されてから既に10年経ちます。その中で、自己点検・評価を実質化していくということにどうしたら有効な支援ができるだろうか。15年前に5万5,000部もの「手引」がお役に立ったように、今は今の時代なりに、大学が求めるものがきっとあるのではないか、それをどう支援していくことができるだろうかということが、いま課題になっています。

そしてそのことと関わって、大学の「質」に対する意識が、やはり高まっていかなければいけないのではないかと考えています。大学の機能としては、教育・研究・社会貢献とよく言われますけれども、認証評価においては特に「教育の質」が中心にあるということを考えるとき、その究極は大学が授与する「学位の質」に対する責任ではないかというふうに考えています。

学位ということであれば、学士課程・修士課程・博士課程、それぞれにおいて、その教育のあり方を考えていかなければいけないだろう。つまり、その大学がどういう人材養成の目的を掲げるのか、その掲げた目的に見合った能力を授けるためのカリキュラムが適切に用意できているだろうか。そのプログラムにかかわる教員それぞれが、そういう自覚を持って参加しているだろうか。そうした視線で自己点検・評価していくということが大事であろうし、そのことに対しての学内での共通の認識をどう醸成していくのかという辺りが、今後大事になっていくだろうというふうに思います。

いま中教審では、大学院教育に重点が移っているような答申が出ましたけれども、その前提として、では学士課程はどういう教育をするのか、これをきちんと大学の中で確認していかなければいけないだろうと思います。

② 機関別評価とプログラム評価の関係

大学基準協会が目指す評価という点からすると、機関別評価とプログラム評価のバランスをどう考えていくかということが大きな課題になるわけです。特に、機関別評価に求められる大学の質保証というのはどういうものなのか。学部・研究科ごとに分科会を設置して評価する方法をプログラム評価として機関別評価の中でどう位置づけていくのかという問題があります。

例えば、現行の大学評価に対してはさまざまな意見があります。例えば、「評価項目が多すぎる」という意見をたくさんいただきます。これは確かに多すぎるので、いま整理している最中です。

「評価が厳しすぎる」という意見がある一方で「評価が甘い」という意見もあります。この両方の意見をどう改革に取り入れていくのかも課題です。これは、認証評価における評価基準のあり方を考えていかなければいけないということを意味しています。認証評価では、設置基準を下回るような評価基準を設定してはいけないと言われていますが、上回る分には何も言われていないわけです。だからといって、いたずらに高い基準をつくることもできないと思います。

そうやって考えていくと、やはり機関別評価というのはある程度基本的なことを見ていくことになります。一方、プログラム評価は、大学の希望に応じて厳しい評価をしてほしいというところに応じていけるような評価をしたほうがいいのかという意見が、基準協会内にあります。こうした考え方は、「大学基準協会の今後の活動方針」として各大学にお送りしています。そこでは、プログラム評価の今後のあり方というのが示唆されています。

機関別評価において評価項目を精選し、プログラム評価を機関別評価との関係でどう位置づけていくのかということが喫緊の課題です。多分、今年、これから委員会が

動いていくと思いますので、その中で一定の方向が示されるのではないかと考えています。

③ 国際的に通用する評価

国際的に通用する評価ということがよく言われますけれども、いわゆる資格に繋がる分野での「資格」の国際的な通用性と、総体としての「大学」の国際的な通用性というのは、別ではないかと考えています。

特に機関別評価における国際的な通用性というのは、評価機関が国際的に通用する評価システムを持っているかという辺りに、おそらく焦点が絞られていくのだろうと見ております。例えば、評価機関の国際的な連携組織(International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education)があるのですけれども、そこが評価機関のガイドラインを出しています。例えばこういうものに適しているということをごんごんアピールしていくとか、そういうような形がおそらく必要だろうと思っています。

長くなりましたけれども、最後に、幾つか課題をお示ししましたがこれは大学基準協会の中だけで話し合うことではないと思っています。大学基準協会は評価だけの協会ではないので、会員制という特色を生かして、協会だけで何かを決めるのではなくて、会員が集まれる交流の場をつくって、そこでいろいろなものが決めていけたらいいのではないかとこのように考えている次第です。

時間をちょっと超過いたしましたけれども、私のほうからは以上でございます。失礼いたしました。